

(農林水産委員会)

山村振興法の一部を改正する法律案(衆第七号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を引き続き講ずるため、山村振興法の有効期限を更に十年間延長し、平成二十七年三月三十一日までとするとともに、都道府県知事が作成する山村振興計画を都道府県の定める山村振興基本方針に基づき市町村が作成することに改めるほか、認定法人の認定要件の拡充、都市と山村との交流及び鳥獣被害の防止等についての配慮規定の追加等の措置を講ずるものである。